

メアリー・ホークスワース著、新井美佐子・左高慎也・  
島袋海理・見崎恵子訳『ジェンダーと政治理論  
——インターセクショナルなフェミニズムの地平』

明石書店(2022年4月)、344頁、ISBN:978-4-7503-5385-2、定価3,200円+税

高橋麻美(お茶の水女子大学大学院博士後期課程)

本書の構成

- 第一章 性別化された身体——挑発
  - 第二章 ジェンダーを概念化する
  - 第三章 身体化=身体性を理論化する
  - 第四章 公的なものと私的なものを描き直す
  - 第五章 国家と国民を分析する
  - 第六章 不正義の概念をつくり直す
- 日本語版の読者へ

1 本書の目的と内容

『ジェンダーと政治理論——インターセクショナルなフェミニズムの地平』は、フェミニズム研究、ジェンダー研究を牽引してきたラドガーズ大学名誉教授メアリー・ホークスワースによる、最新の研究成果の翻訳である(原著は2019年に出版)。

本書はまず冒頭でトランス女性の性別認定をめぐる裁判事例の紹介から始まる。同判決は「女性」「男性」とは何か、誰が性別を決定しうるのか、国家は公的問題として性別の決定に関与すべきかなど数多くの難問を突き付けたが、これらの質問に西洋的伝統に基づく政治理論は即答できないと著者は鋭く指摘する。なぜなら西洋政治理論はジェンダー及びセックスを自然で前-政治的なものとして描写しており、その結果、私的領域にある多くの不正義が法的救済の範疇外に置かれている。ここに本書の問題意識がある。

不可視化されてきた不正義を訴えることを可能にするためには、標準的な説明では省かれてきた国家権力の作用を探求することが求められる。このため、本書は以下の2つを目的として挙げる。まず1つ目は、身体化=身体性が深く政治的であることを示し、政治理論におけるセックスとジェンダーの二分法的構築の攪乱を試みることである。そ

して2つ目は「正典」とされてきた西洋政治理論で確立された「事実」が実際はいかに論争的でありうるか、一見中立的な記述がなぜ現実にある不平等を看過するか、知識の政治を説得的に記すことである。そのための手法として、本書では国家によるジェンダー化の作用とその暴力性を明らかにしてきたフェミニスト理論に依拠するだけでなく、同様に不正義を問うてきた批判的人種理論、ポストコロニアル理論、クィア理論、トランス\*理論<sup>(1)</sup>を活用したアプローチを採用する。

様々な批判的理論の洞察が本書において持つ意義を、著者は第一章で以下のように説明する。まず、ブラック・フェミニズムの中で発展したインターセクショナリティの理論は、ジェンダーが常に人種、階層、エスニシティ、セクシュアリティと関連して構成されることを明らかにすることで、ジェンダーが他のカテゴリーと独立して研究できるという考えが誤りであることを示してきた。著者は、身体性の「自然化」に関して、ブラック・フェミニストや批判的人種理論家が、人種化とジェンダー化を社会的階層化や従属をもたらす政治プロセスとして概念化することで、人種や性別の生物学的決定論自体が暴力的支配を覆い隠すメカニズムであることを説明してきたと評価する。

こうしたセックスとジェンダーの脱自然化に対する関心をポストコロニアル理論も共有する。ポストコロニアル理論の重要な貢献は、西洋と非西洋の関係の中でヨーロッパの植民地主義と帝国主義を正当化するような進歩と文明化のナラティブに疑義を表明した点にある。そのナラティブとは、自然状態から自由民主主義的なヨーロッパに至る軌跡を人類の文明化の歴史として当然視する歴史観であり、ヨーロッパと非ヨーロッパとの差異は生物学的なものであって、特定の権力の歴史の帰結ではないという神話である。本書の中盤ではいかに国家が植民地化を通じて、人種化・ジェンダー化された階層序列構造を生み出し、現在でも特定の身体を印付けているかが論じられるが、その足掛かりとなるのが批判的人種理論とポストコロニアル理論の知見である。

上記のジェンダーと人種の自然化に異議申し立てを行ってきた理論に対し、ジェンダー非定の人に対する身体規制の暴力性を明らかにし、身体を持つ可能性を押し広げてきたのがクィア理論とトランス\*理論である。クィア理論はポスト構造主義の洞察に依拠しながら、身体を多様な解釈に開かれ、多元的で順応的であるものとして概念化してきた。その分析ではセクシュアリティが社会的に構築される在り方を明らかにする中で、支配的な異性愛規範が政治的に形成される側面を可視化し、性の多様性を包含する正義概念を拡大してきた。トランス\*理論はアクティビズムから派生しトランスジェンダー内の多様性を示すことで、二分法的な性別の認識がいかに誤りであることを明らかにしてきた。性別は「男性」と「女性」の二択ではなく、また出生時に割り振られる性別と自認する

性別は常に一致するわけではないのだが、二分法的なジェンダー規範はその前提から逸脱する人に対して強制的なジェンダー化を押し付ける。そのようにしてジェンダー規範が維持・確立される政治的プロセスをトランス\*理論は解明してきた。

第一章を踏まえ第二章以下では、西洋政治理論に対しフェミニズム理論及び多様な批判的理論がいかにか異議申し立てを行ってきたか、ジェンダーとセックス、身体化、公／私区分、国家、不正義をテーマに考察が進められていく。

第二章では、ジェンダーの歴史が概観され、セックスとセクシュアリティ、ジェンダーの複雑な関係性について考察を行ってきたフェミニズム理論の議論が比較検討される。初期のフェミニズムはジェンダーを文化的構築物として概念化することで、男女間の差異を正当化してきた生物学的還元主義を批判し、女性の服従は社会的、文化的に形成されるという認識をもたらした。ただ、多くの論者は自然／文化の二分法に基づき、セックスとジェンダーは二形であるという認識を容認したため、生物学的なセックスの差異があるという前提を乗り越えられなかった。後続のフェミニズム理論家とクィア理論家はセクシュアリティを自然化することに異議を唱え、セクシュアリティを欲望や快樂、生殖としての発露ではなく支配のシステムとして捉えることを促した。セックス、ジェンダー、セクシュアリティの複雑な関係をいかに理論化できるかは現在進行中の議論であるが、本書ではその重要な議論としてジュディス・バトラー及びレイウィン・コンネルの議論が参照される。著者は両者の議論の影響力を認めつつも、その説明はジェンダーを狭く解釈する分析枠組みであり、人種や階級、エスニシティによって印付けされていない、また性愛を生殖に還元するイデオロギーや異性愛規範を強化する傾向があると批判する。

では、身体がジェンダー化、人種化、異性愛化されるとはどういうことなのか。第三章では身体の政治性が検討される。著者はまず、西洋政治哲学の伝統で発展した「人間本性」に焦点を当てる。西洋政治哲学は身体化された社会関係に先立って存在する負荷なき自己という概念を形成し、前-社会的な権利を有する個人を想定する社会契約の伝統を支えてきた。しかし、負荷なき自己が持つ脱ジェンダー化、脱人種化された身体はまやかしにすぎないと著者は強調する。批判的人種理論は、人々を分類し序列化する統治システムとして「人種」を概念化し、近代において人種の類型が政治的に生み出されたことを指摘した。さらにポストコロニアル理論は、人種の創出にジェンダー化の作用も相まって植民地化が行われたことを明らかにした。植民地化は、植民地に支配者と被支配者の人種的序列を形成した。すなわち先住民間の文化的差異を解消するとともに、ヨーロッパ人男性の優越性を確立する人種化-ジェンダー化された階層序列構造を生み出した。この序列構造において、ヨーロッパ人女性は「生まれながらにして男性より劣って

いる」存在でありながら、人種としては先住民男性より文明化され、優越性を保証される。これに対して植民地住民は「ジェンダー体制を欠く野蛮人」として脱ジェンダー化され、非人間的な扱いを強制された。

こうした人種と性別の階層序列構造の主張を反覆する戦略の一つは、科学に再注目することである。著者は人間を「支配力」を持つものとして位置付ける人間「例外主義」を否定するポストヒューマニズムや唯物論的形而上学に依拠しながら、それらを選択的に援用するフェミニストの新しい唯物論者やクィア理論家、トランス\*理論家を評価する。なぜならそうした議論は、現実の身体を、多様な相互作用で構成された行為主体による政治的可能性の場として想定するからである。

第四章は、第三章を踏まえ身体化と公／私区分がどのように関わっているかを考察し、公／私区分を正当化する妥当性に疑問を投げかける。正典とされてきた政治理論では、公的領域からの私的領域の家父長制的分離は政治生活に関係がないことを前提としてきた。それに対しキャロル・ペイトマンを始めとするフェミニスト理論家は、公／私区分は政治的に構築され、私的領域は公的領域の観点から定義されてきたことを指摘してきた。また、ユルゲン・ハーバーマスによるブルジョワ的公共圏の議論は、公的領域がブルジョア社会に特有のものであり公的なものの概念化を発展させたが、そこで想定されている公共圏は潜在的に平等主義たりうるという楽観主義に基づくものであった。

しかしブルジョワジーによる普遍性の主張が法の前の平等の実現に希望を抱かせたまさにその時に、権利主体である市民から女性が除外されたとフェミニスト理論家は反論してきた。さらにリベラルな政治理論の神髄にある社会契約は、男性に財産権を付与する近代的家父長的な男性の権利の法を確立することで、私的領域における女性や奴隷の従属を自然化し、公的領域からの排除をもたらしてきた。このように男性によって構築された公的領域は、法の前の平等を保障しているにも関わらず女性、有色人種の人々の生を制限するという矛盾を抱えていると著者は強調する。

こうした矛盾は現代においてより巧妙に機能している。私的領域における国家からの侵入を守る手段としての「消極的自由」は一見中立的な概念であるが、実際には人種、ジェンダー、セクシュアリティに関わる抑圧を覆い隠している。例えば、トランスジェンダーに向けられる暴力は私的領域に置かれることで国家の救済からこぼれ落ちる一方、そのジェンダー表象は公的領域に位置付けられることで監視対象とされてきた。公／私区分は私的で前-政治的な領域に浸透した権力関係を隠蔽する中で、有色、女性、クィア、トランスジェンダーを管理下に置き、その人々への従属を強化している。

第五章では公／私区分のみならず、国家自体がいかに公平な制度とは程遠いのが

論じられ、国家が人種化、ジェンダー化、セクシュアリティ化された主体や市民の生産に重大な役割を果たしていることが詳述される。しかしながら、こうした国家の権力作用は神秘化されており、その背景に西洋政治理論における国家概念の影響力があると著者は指摘する。

古典的な政治理論は国家の性質や概念化について多様な議論を展開してきたが、国家は脱身体化されており、人種、セックス、ジェンダー、セクシュアリティによって特徴づけられていないことを一様に前提としてきた。この前提に対しフェミニスト理論家は、ジェンダー化された制度として国家を理論化し、国家は公平概念とは著しく対照的に支配者と従属者の差異、政治的非対称性の生産に関与していることに注意を促してきた。また、多様な批判的理論は、特定のアイデンティティへの帰属を前提にした国民国家が、国民内部に人種、ジェンダー、セクシュアリティの階層序列構造を形成してきたことを明らかにしてきた。そうした構造によって生じる特権や不利益は、多様な制度や法規制、慣行、イメージによって創出・維持される。例えば出生証明やパスポートの発行は、国家が身体に特定の属性を付与しカテゴリーに沿って市民を秩序付けることを可能にしてきた。国家による法的分類の押し付けがもたらすのは、伝統的な政治理論が見落としている形態の不正義であり、その再構築に取り組むことが最終章のテーマとなる。

第六章ではまず、性別や人種は政治の外にあるのではなく、法的地位を付与し市民的諸権利を決定する国家行為の産物であること、そして人種や階級に媒介されたセックス／ジェンダーの判別可能性は、教育や雇用機会、所得、特権や権力のアクセスに影響することが言及される。しかし、正典とされてきた政治理論では主体の従属化に国家が果たす役割を認めてこなかった。西洋政治理論において正義は常に論争的であり、古代から近代、現在に至る政治思想の中で多様な議論が発展してきたが、その伝統において国家は合理性を具現し、不正や不法行為に中立的に対応する「正義の媒体」として肯定的に描かれてきた。

しかし、国家は歴史的に人種化、ジェンダー化された抑圧の形成に関与してきたのであり、それは今なお「過去のもの」ではない。現代でも国家の政策が市民間に人種化された隔離や格差の拡大をもたらしているとともに、世界各地でジェンダー平等を促進する法的努力に付随して、女性に対する暴力が深刻化するバックラッシュが生じている。また、トランスジェンダーに対する政策は、ジェンダー非定であることを病理化・医療化の対象とみなし、ホルモン治療や外科手術をアイデンティティ承認の要件としてきた。そして、こうした人々の生が不安定に置かれる状況は、秩序の維持を掲げる国家による「保護の失敗」ではない。むしろ国家が政治的ミソジニーや差別主義、暴力行為に関係し

ているから生じており、国家はジェンダーや人種に基づく差別を禁止しながら実効的に施行されないことを無罪放免している。

本書で参照された様々な批判的理論は、国家による正義が形式的平等や非差別という原理及びジェンダー二分法の枠組みで作動する限り、国家に基づいて正義にアプローチする方法は限界を持つことを明らかにしてきた。こうした多様な批判的理論から洞察を引き出すフェミニズム理論は、政治的なものの定義の拡大及び支配的な分析枠組みと諸カテゴリーに挑戦し、特定の制度内部における権力のインターセクショナルな作用を分析することで、既存の秩序に埋め込まれた不正義に抵抗し、社会的、政治的、知的生活の新様式を実現する条件の創出を可能にする。本書はそのような展望の下で締めくくられる。

なお、原著の副題は「フェミニストの見解 (Feminist Reckonings)」であるが、訳者のあとがきでは本書が「近年のフェミニズム研究に不可欠な視点である『インターセクショナリティ (交差性)』を全編にわたって前面に押し出して」いるという認識から、「インターセクショナルなフェミニズムの地平」に変更したと説明されている。訳者の認識どおり、インターセクショナリティが本書においても重要な概念として位置付けられていることは間違いない。ただ上記の通り、著者であるホークスワースは批判的人種理論、ポストコロニアル理論、クィア理論、トランス\*理論のすべてを視野に入れて、オルタナティブなフェミニズム・アプローチを模索している点は留意が必要だろう。

## 2 本書の意義と展望

国家は性別や人種、セクシュアリティを分類し規定することで、誰を「正当」な国民とするかの決定権を掌中に収めてきた。本書は、国家が特定の身体にもたらす権力作用が不正義であることを明らかにするためには、フェミニズム理論に留まらず批判的人種理論、ポストコロニアル理論、クィア理論、トランス\*理論の知見を横断して分析する必要があることを、多様な文献および実例から説得的に示した点で意義深い。本書を通じて提示された多角的なフェミニズム・アプローチは、日本においても多くの示唆をもたらすことだろう。

ただ、本書の議論がそのまま日本に適用できるわけではない。ホークスワース自身が「日本語版の読者へ」の中で本書の西洋バイアスを喚起しているように、本書はあくまで西洋の理論を主軸にしている。そうした警告に留意しながら、身体化の政治的作用における日本の文脈の特殊性を掘り下げていくことが求められるが、評者にはそこに日本特有の課題もあるように思う。

国家による身体化の作用は、とりわけ日本において、生殖／再生産<sup>リプロダクション</sup>をめぐる深刻な問題を引き起こしている。日本では急速な少子高齢化や政治家の度重なる失言も相まって、少子化対策が人々の注目を集めてきた。その過程では、日本政府が次世代の生殖／再生産<sup>リプロダクション</sup>を女性たちに課しつつ、同時にそのような生殖／再生産<sup>リプロダクション</sup>の可能性からの排除を生み出してきたことが明らかになってきた。例をあげれば、優生保護法下で行われた障害者への強制不妊手術や、性同一性障害特例法における性別適合手術の要件が挙げられる。また制度として明確に禁止されていないにも関わらず、外国人女性の妊娠や出産が想定されない中で起きた人権侵害もある。ベトナム人技能実習生が死産した双子の遺体を安置したことが「死体遺棄」として問われた司法判断などは、特定の属性を生きる主体の生殖／再生産<sup>リプロダクション</sup>を周縁化する中で生じたものだったといえる。

このような差別的な法制度が公的領域で正当化されたのはなぜなのだろうか。本書で展開された多様な批判的理論に依拠するフェミニズム・アプローチの知見から、女性、障害者、外国人、性的マイノリティの身体を国家の管理下に置くことを当然視する、生殖／再生産<sup>リプロダクション</sup>の権力作用を明らかにすることは、現状の政策がもたらす暴力性を是正し将来的に予防していくためにも喫緊の課題である。

しかしここで立ち止まってもう一步考えたい。特定の属性を生きる人びとの生殖／再生産<sup>リプロダクション</sup>が国家に管理される状態が「不正義」であるという主張は、日本社会でどれほどの重要性を持って受け止められるだろうか。本書は正義の担い手とされてきた国家像に対して、批判的理論を駆使した鮮やかな異議申し立てが展開されるが、その議論の前提には「正典」も批判的理論も含めて西洋社会が正義に強い関心を持ってきた背景がある。いわば不正義を訴えるためには正義への関心があることが不可欠の条件となるが、その同様の条件を日本は兼ね備えているのだろうか。例えば、人権を語る際に「多様性の尊重」や「共生社会」といった言葉は好まれるが、正義が言及されることは少ないのではないか。

近年、国際社会では「リプロダクティブ・ジャスティス」や「ブラック・ライブズ・マター」など、正義を前面に掲げる運動が活発だが、同様のうねりは日本にも浸透していると言えるだろうか。そして政策や制度が身体にもたらす規制や暴力に対して、市民社会が不正義として議論の俎上に載せるための理論的な土台を、フェミニズム研究や政治学・法学はどれほど提供してきただろうか。この点については、社会正義を概念の中核に位置付けるインターセクショナルリティを日本でどのように使用するかにも大きく関わっており、インターセクショナルリティを研究テーマとする評者自身の課題としたい。

いずれにせよ、不正義を論じる最大の意義は、国家がその是正に取り組むべきことを

追求しうる点にある。日本社会で起きるジェンダーと多様なカテゴリーの交差で生じる従属や排除を「不正義」として論じる批判的分析を進めていくことにより、性差別／人種差別／障害者差別／同性愛嫌悪／トランス差別に対抗する日本独自の「正義」の構想にも繋がりと評者は信じている。本書によって、正義を論じる土壌が日本社会で豊かになることを願っている。

**【脚注】**

- (1) 本書では「トランス」の末尾にアスタリスク\*をつけることで、トランスジェンダーに関わる様々なカテゴリーを包括していることを提示している（第一章脚注 11）。